

理事、監事及び評議員に対する報酬及び費用に関する規程

第1条 この規程は、公益財団法人和歌山県栽培漁業協会（以下「協会」という。）の定款第15条及び第29条の規定に基づき、理事、監事及び評議員の報酬及び費用に関し必要な事項を定める。

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

（2）報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に規定する報酬等であって、その名称にかかわらず、費用とは明確に区分されるものをいう。

第3条 役員等に対して、勤務形態に応じ、職務遂行の対価として報酬を支給することが出来る。

2 県、市町所属の役員等には、報酬は支給しない。

第4条 役員等に対する報酬は、別表1のとおりとする。

2 役員等の報酬は、職務遂行の都度、支払うものとする。

第5条 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことが出来る。

2 報酬は法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

第6条 役員等には、職務を行うために要する費用の弁償として旅費を支給する。

2 旅費の種類、額及び支給方法、職員給与規程の規定を準用する。

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

附 則

この規程は、公益財団法人移行の日から施行する。

別表1（第5条関係）

役員等の区分	日額報酬
理事長	15,000円
理事長以外の理事、監事及び評議員	12,000円